

おくやみハンドブック

御殿場市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

御殿場市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

御殿場市役所 0550-83-1212

各種手続き

事前準備について

御殿場市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前にご準備ください。

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」
をご確認ください。



STEP 2 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続き
ページをご覧ください。



STEP 3 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、御殿場市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表および喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの（交付されていた方）

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳および年金証書）
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったことおよび喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 医療福祉費受給者証（マル福）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

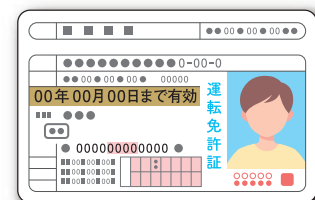
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、
介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、
学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (42 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	
		(46 ページ参照)
4ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (46 ページ参照)
10ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (46 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (46 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

御殿場市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

亡くなられた方の戸籍証明書について

本市で死亡届を受付してからおおむね10日ほどで発行することができます。

本籍地が御殿場市以外の場合は、さらに時間を要しますので、本籍地の市区町村にお問い合わせください。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる	P.8
	<input type="checkbox"/>	特別永住者証明書を持っていた	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金のみに加入または受給していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	厚生年金や共済年金に加入または受給していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	企業年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険資格確認書を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療資格確認書を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証(または限度額適用・標準負担額減額認定証)を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証を持っていた	P.13
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	介護保険の負担割合証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた	P.16

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
子育て	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当の対象児童がいる	P.18
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格証を持っていた(児童が亡くなられた場合)	P.21
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費等助成受給券を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	20歳未満でひとり親家庭等医療費助成の対象児童がいる	P.22
	<input type="checkbox"/>	子どもが保育園に入所している	P.23
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	



区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.26
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者(児)の医療費助成受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(更生医療・精神通院・育成医療)を持っていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	経過的福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	P.28 ~ P.29
税金	<input type="checkbox"/>	固定資産を所有していた	P.30 ~ P.31
	<input type="checkbox"/>	市民税が課されていた	P. 31
	<input type="checkbox"/>	口座振替を利用していた	P.32
	<input type="checkbox"/>	原付バイクを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	小型特殊自動車を持っていた	P.33
その他	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.34
	<input type="checkbox"/>	水道・下水道を使用していた	P.35 ~ P.36
	<input type="checkbox"/>	農地を持っていた	P.36
	<input type="checkbox"/>	市営住宅・県営住宅に住んでいた	P.37
	<input type="checkbox"/>	相続全般に関する相談を希望している	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返納後確認することができなくなります。 <u>すべての手続きが完了してから返納または破棄するか、番号を控えておくことをお勧めします。</u>	すべての手続きが終了次第
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	市民課 ☎ 0550-82-4137

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	市民課 ☎ 0550-82-4137

世帯主で同一世帯に15歳以上の方が2人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方と同一の世帯に、15歳以上の方が2人以上いた場合、どなたを新しい世帯主としたかお知らせをさせていただきます。その方以外を新しい世帯主にしたい場合のみお手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 新しい世帯主の方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 (新しい世帯主以外の方が手続きする場合)	市民課 ☎ 0550-82-4120

特別永住者証明書を持っていた

手続き 特別永住者証明書の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別永住者証明書を持っていた場合、返納してください。入管庁に直接返納していただいても構いません。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	市民課 ☎ 0550-82-4120

2. 年金に関する手続き

国民年金のみに加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の年金の記録やご遺族の状況によって、必要な手続きや提出書類が異なります。 必要な手続きの確認をしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や年金証書など） 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	国保年金課 ☎ 0550-82-4122 沼津年金事務所 ☎ 055-921-2201

厚生年金や共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の年金の種類やご遺族の状況によって、必要な手続きや提出書類が異なります。 必要な手続きの確認をしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や年金証書など） 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	国保年金課 ☎ 0550-82-4122 沼津年金事務所 ☎ 055-921-2201 各共済組合 —

企業年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
加入中の場合は勤務先などの年金担当の方にお問い合わせください。 年金受給中の場合は、年金支給ハガキなどに記載されている連絡先にお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p>—</p> <p>遺族のもの</p> <p>—</p>	—

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
農業者年金を受給中の場合、富士伊豆農業協同組合までお問い合わせいただきお手続きをお願いいたします。	—
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本など（受給者の死亡の記載があるものおよびご遺族の記載があるもの）	富士伊豆農業協同組合 御殿場地区本部 ☎ 0550-84-4820

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請
相続人代表者に関する届の提出
(亡くなられた方が納税義務者の場合)

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。 国民健康保険税の相続人代表者を指定する届出です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書 (交付されていた方)	<p>国保年金課 ☎ 0550-82-4121</p>
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことが確認できるもの (領収書など) <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	

国民健康保険資格確認書を持っていた

手続き 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 国民健康保険資格確認書 (世帯全員分)	<p>国保年金課 ☎ 0550-82-4121</p>

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き

後期高齢者医療葬祭費の支給申請 相続人代表者に関する届の提出

手続き詳細	期 限
<p>【葬祭費の支給申請】 加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が後期高齢者医療制度加入後3ヶ月以内に亡くなられた場合には、加入していた健康保険組合または後期高齢者医療のどちらから葬祭費の支給を受けるか選択できます。</p> <p>【相続人代表者に関する届】 高額療養費などの振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合や、後期高齢者医療保険料や介護保険料に還付する金額が生じた場合に、相続人代表者が代わって支給・還付が受けられます。</p>	<p>葬祭を行った日の翌日から 2年間</p> <p>手続き可能な人 葬祭執行者（喪主） 相続人など （法定相続人、包括受遺者など）</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書（交付されていた方）</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 葬儀を行ったことが確認できるもの（会葬礼状または領収書など）</p> <p><input type="checkbox"/> 口座番号確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 包括受遺者などの場合はそれを証する書類（遺言書など）</p>	<p>国保年金課 ☎ 0550-82-4188</p>

後期高齢者医療資格確認書を持っていた

手続き

後期高齢者医療資格確認書の返納

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が後期高齢者医療資格確認書を持っていた場合、返納してください。</p>	<p>死亡から14日以内</p> <p>手続き可能な人 ご遺族</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書</p>	<p>国保年金課 ☎ 0550-82-4188</p>

3. 医療・国保に関する手続き

限度額適用認定証（または限度額適用・標準負担額減額認定証）を持っていた

手続き 限度額適用認定証などの返納

手続き詳細	期 限
国民健康保険の被保険者で、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方が亡くなられた場合には、認定証を返納していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証	国保年金課 ☎ 0550-82-4121

特定疾病療養受療証を持っていた

手続き 特定疾病療養受療証の返納

手続き詳細	期 限
国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者で、特定疾病療養受療証をお持ちの方が亡くなられた場合には、受療証を返納していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	国保年金課 ☎ 0550-82-4121

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証について、市役所の窓口で返納していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	長寿福祉課 ☎ 0550-82-4134

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険負担割合証について、市役所の窓口で返納していただく必要があります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	長寿福祉課 ☎ 0550-82-4134

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の負担限度額認定証について、市役所の窓口で返納していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	長寿福祉課 ☎ 0550-82-4134

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

5. 子育てに関する手続き

児童手当を受給していた（受給者が亡くなられた場合）

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 <input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書	子育て支援課 ☎ 0550-82-4124

児童手当を受給していた（児童が亡くなられた場合）

手続き 児童手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
—	子育て支援課 ☎ 0550-82-4124

児童扶養手当の対象児童がいる

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭などになり、かつ養育している児童が満18歳までの年度末（障がい児は20歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <p>遺族のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類 	子育て支援課 ☎ 0550-82-4124

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

5. 子育てに関する手続き

児童扶養手当を受給していた（受給者が亡くなられた場合）

手続き 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金などの受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。 また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要ですので、事前にお問い合わせください。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	子育て支援課 ☎ 0550-82-4124

児童扶養手当を受給していた（児童が亡くなられた場合）

手続き 児童扶養手当の受給事由消滅届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
—	子育て支援課 ☎ 0550-82-4124

特別児童扶養手当を受給していた（受給者が亡くなられた場合）

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	なし
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

特別児童扶養手当を受給していた（児童が亡くなられた場合）

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失などの手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当を受給していた児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となり、手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
—	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

5. 子育てに関する手続き

子ども医療費受給資格証を持っていた（児童が亡くなられた場合）

手続き 子ども医療費受給資格証の返納

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給資格証を交付していた児童が亡くなられた場合、その児童の受給券は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証	子育て支援課 ☎ 0550-82-4124
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

ひとり親家庭等医療費等助成受給券を持っていた

手続き ひとり親家庭等医療費等助成受給券の資格消滅届

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費等助成受給券を交付していた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費等助成受給券	子育て支援課 ☎ 0550-82-4124
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	

20歳未満でひとり親家庭等医療費助成の対象児童がいる

手続き ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭などになり、かつ養育している子どもが満18歳の年度末まで（障がい児は20歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分を助成します。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書	子育て支援課 ☎ 0550-82-4124
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	
<input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類	
<input type="checkbox"/> 健康保険資格確認書（申請者と子ども双方のもの）	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

5. 子育てに関する手続き

子どもが保育園に入所している

手続き 保育所などの手続き

手続き詳細	期 限
保育所などまたは幼稚園の利用に係る世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類	保育幼稚園課 ☎ 0550-82-4126

MEMO

6. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返納

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳をお持ちの方については、手帳の返納が必要です。 ※手帳返納後は再度お渡することはできませんので、事前にコピーをお取りいただくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の療育手帳について、市役所の窓口で返納していただく必要があります。 ※手帳返納後は再度お渡することはできませんので、事前にコピーをお取りいただくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

6. 障がい福祉に関する手続き

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳について、返納していただく必要があります。 ※手帳返納後は再度お渡することはできませんので、事前にコピーをお取りいただくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の喪失届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、死亡届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

重度心身障害者（児）の医療費助成受給者証を持っていた

手続き 重度心身障害者（児）の医療費助成受給者証の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者（児）の医療費助成受給者証を持っていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。受給者資格喪失届の提出および、代表相続人の口座登録が必要です。また、直近一年以内で未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。 ※受給者証返納後は再度お渡することはできませんので、事前にコピーをお取りいただくことをお勧めします。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 重度心身障害者（児）の医療費助成金受給者証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 代表相続人の口座番号確認書類	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

6. 障がい福祉に関する手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	なし
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返納してください。	手続き可能な人
※受給者証返納後は再度お渡しすることはできませんので、事前にコピーをお取りいただくことをお勧めします。	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

経過的福祉手当を受給していた

手続き 経過的福祉手当の受給資格者の喪失届

手続き詳細	期 限
経過的福祉手当を受給されていた方の死亡に伴い、資格の喪失届を出していただく手続きです。未払いの手当がある場合は、本人と生計を同じくする配偶者または扶養義務者が受取ることができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き① 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 住民票（除票）、障害者扶養共済制度加入証書	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 住民票	

手続き② 障害者扶養共済制度の年金受給権者資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
年金受給者（障害のある方）が亡くなった場合は、届出をしていただく必要があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <input type="checkbox"/> 障害者扶養共済制度年金証書	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

6. 障がい福祉に関する手続き

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き③ 障害者扶養共済制度の年金給付請求

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合は、年金給付の請求手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 障害者扶養共済制度加入証書、死亡診断書、住民票（除票） 遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類、住民票	社会福祉課 ☎ 0550-82-4238

MEMO

7. 税金に関する手続き

固定資産を所有していた

手続き① 固定資産税の相続人代表者の指定届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を所有している納税義務者が亡くなられた場合、固定資産税の納税通知や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	課税課 ☎ 0550-82-4130 ☎ 0550-82-4139

手続き② 固定資産税の共有代表者の変更届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を複数人で共有していて、代表者や共有代表納税義務者を変更する場合には届出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	課税課 ☎ 0550-82-4130 ☎ 0550-82-4139

7. 税金に関する手続き

固定資産を所有していた

手続き③ 不動産の所有権移転登記申請

手続き詳細	期 限
<p>相続により不動産の所有者の名義などが変更になる場合には、法務局（未登記家屋については課税課）にて申請を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。</p>	<p>3年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>ご遺族</p>
<p>必要なもの</p> <p>故人のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください</p> <p><input type="checkbox"/> 未登記家屋の場合：遺産分割協議書の写し（実印・印鑑登録証明書）</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>静岡地方法務局 沼津支局 ☎ 055-923-1201</p> <p>【未登記家屋の場合】 課税課 ☎ 0550-82-4139</p>

市民税が課されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に地方税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、役所が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要です。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。地方税担当課までご連絡ください。</p>	<p>おおむね3ヶ月</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
<p>必要なもの</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>課税課 ☎ 0550-82-4129</p>

口座振替を利用していた

手続き 口座振替利用者の口座変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の口座から市税などを口座振替していた場合は、口座の凍結などにより引き落としができなくなることがあります。 引き続き口座振替での納付を希望される場合は相続人等へ口座振替の変更手続きが必要です。	—
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳など口座情報がわかるもの <input type="checkbox"/> 金融機関届出印 ※別途、課税課への届出が必要な場合があります。	税務課 ☎ 0550-82-4128

原付バイクを持っていた

手続き 原付バイクの名義変更・廃車の手続き

手続き詳細	期 限
原付バイクの所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート (廃車の場合) 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	税務課 ☎ 0550-82-4128

7. 税金に関する手続き

小型特殊自動車を持っていた

手続き 小型特殊自動車の名義変更・廃車の手続き

手続き詳細	期 限
小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> ナンバープレート (廃車の場合) 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	税務課 ☎ 0550-82-4128

MEMO

8. その他に関する手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主が死亡して30日以内
	手続き可能な人 新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 愛犬カード（愛犬手帳）	環境課 ☎ 0550-83-1610

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

8. その他に関する手続き

水道・下水道を使用していた

手続き① 料金の精算や休止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用していた水道を、今後使用しない場合、それまでの料金の精算と、休止の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	上水道課 (水道料金お客さまセンター) ☎ 0550-82-4626

手続き② 使用者変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義で使用していた水道を、引き続き別の方名義で使用する場合、使用者変更の手続きが必要となり、お電話にて手続き可能です。 また、亡くなられた方名義で口座振替をしていた場合、口座振替ができなくなるため、納入通知書によるお支払いに切り替わります。再度、口座振替をする場合は口座振替依頼書を、金融機関に提出する必要があります。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	上水道課 (水道料金お客さまセンター) ☎ 0550-82-4626

手続き③ 所有者変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が、水道の加入権を持っていた場合（持家、アパートの所有など）、所有者変更の手続きが必要ですので、窓口にてお手続きください。	すみやかに
	手続き可能な人 加入権を相続する新所有者 または、新所有者から委任を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 新所有者の印鑑	上水道課 （水道料金お客さまセンター） ☎ 0550-82-4626

農地を持っていた

手続き 農地の相続の届出

手続き詳細	期 限
農地を相続などにより取得した場合には、登記完了後、農業委員会への届出が必要です。	相続開始を知った日から おおむね10ヶ月以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書	農政課 ☎ 0550-82-4620

8. その他に関する手続き

市営住宅・県営住宅に住んでいた

手続き 退去・名義変更・居住者変更の手続き

手続き詳細	期 限
退去または名義変更手続きが必要です。 同居人が亡くなられた場合も手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 親族または同居人
必要なもの	問い合わせ先
なし	静岡県住宅供給公社 東部支所 ☎ 055-920-2271

相続全般に関する相談を希望している

手続き 弁護士や司法書士への相談

手続き詳細	期 限
相続全般に関すること（遺産分割協議や相続放棄など）を弁護士や司法書士に相談するものです。※税に関する相談を除く。 ※予約制です。詳細は45ページ「相続に関する専門家の相談について」をご覧ください。	すみやかに
	手続き可能な人 市内に住民登録をしている方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相談時に使用する資料	くらしの安全課 ☎ 0550-82-8400

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先などに対して、死亡退職届の提出や社員証の返納など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返納		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返納してください。
国民健康保険などへの加入		ご遺族が被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

改葬・墓じまいの手続きについて

○改葬について

埋葬・納骨されているお骨を、別の墓地や霊園などに移すことを「改葬」といいます。現在埋葬・納骨されている墓地が所在する市区町村に申請をしていただき、許可を得る必要があります。

御殿場市内の墓地からお骨を移す場合の手順は下記のとおりです。

1 改葬許可申請書の入手

御殿場市ホームページ掲載の改葬許可申請書および記載例をダウンロードするか、市民課（市役所1階4番窓口）または各支所で受け取ってください。

2 改葬許可申請書の記入

記載例を参考に、改葬許可申請書を記入してください。

3 墓地管理者に埋葬証明印を依頼

現在埋葬・納骨されている墓地・霊園などの管理者から、改葬許可申請書下部の欄に証明印（記名・押印）をもらいます。

4 改葬許可申請書の提出

改葬許可申請書を市民課（市役所1階4番窓口）または各支所にご提出ください。改葬許可証が発行されます。

5 遺骨の取り出し・埋葬

現在埋葬・納骨されている墓地管理者に改葬許可証を提示し、お骨を取り出してください。その後、改葬先の墓地・霊園などに改葬許可証をご提出ください。

※改葬許可申請書は、お骨1体につき1枚必要です。

※墓地の使用者が申請人本人でない場合、申請書に墓地使用者の承諾が必要です。

担当課・問い合わせ先

市民課

☎ 0550-82-4120

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	御殿場警察署 ☎ 0550-84-0110 東部運転免許センター ☎ 055-921-2000
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 特定疾患医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する健康福祉センター（保健所）へお問い合わせください。	御殿場健康福祉センター（保健所） ☎ 0550-82-1222
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店

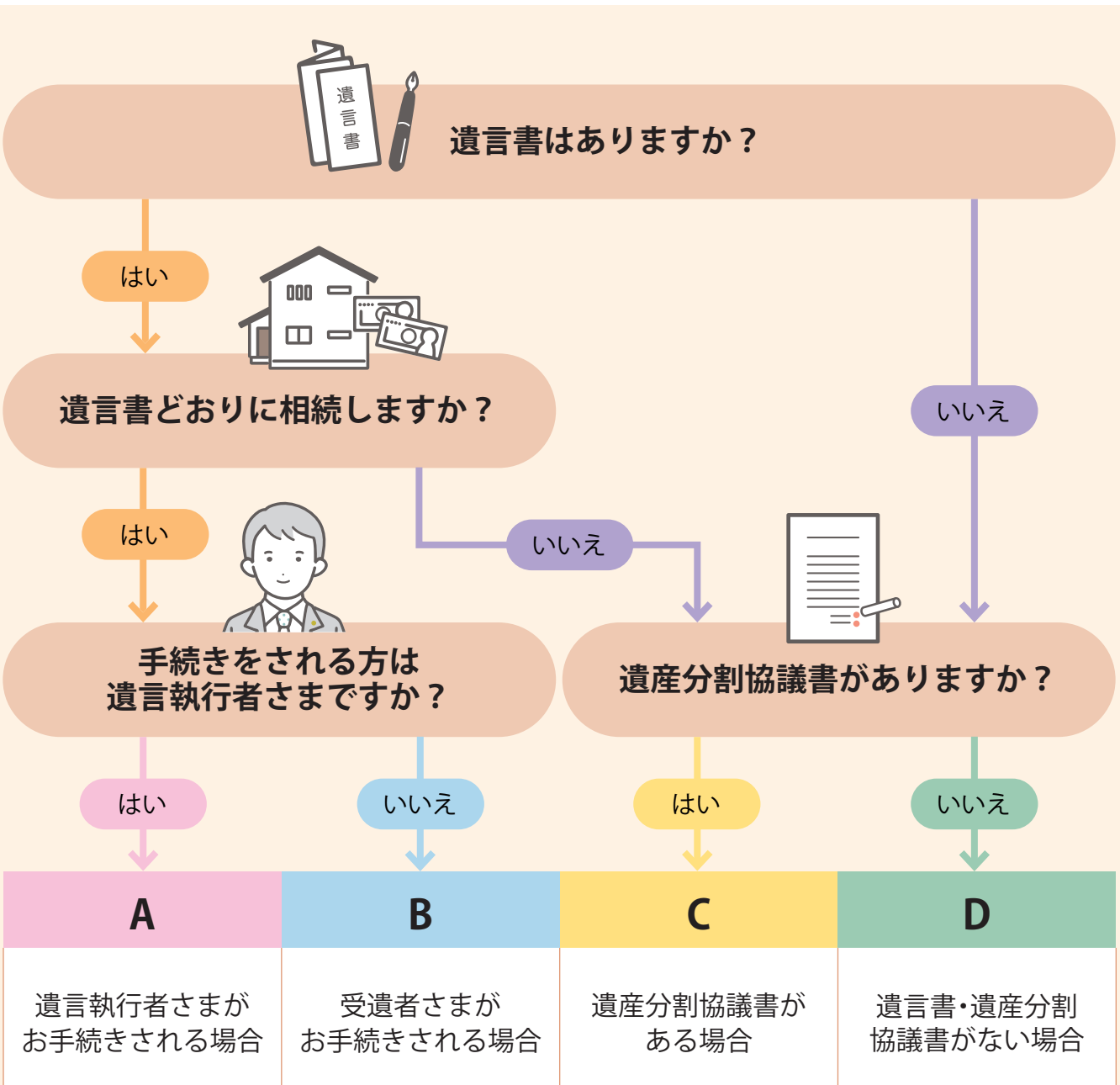
該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 沼津税務署 ☎ 055-922-1560
県税	<input type="checkbox"/>	沼津財務事務所へ お問い合わせください。	静岡県沼津財務事務所 ☎ 055-920-2013
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有権 移転（相続）登記など	静岡地方法務局沼津支局 ☎ 055-923-1201
自動車 バイク（軽二輪・小型二輪）	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車	【普通自動車、軽二輪、 小型二輪】 静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2051 【軽三輪、軽四輪自動車】 軽自動車検査協会 静岡事務所沼津支所 ☎ 050-3816-1778
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しただくと手続きが進めやすくなります。

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口で口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

必要書類の準備



代表的な持ち物

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカードなど	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村役場
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
全員	印鑑証明	市区町村役場
	A 遺言執行者分	
	B 受遺者分	
	C D 相続人全員分	
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言・秘密証書遺言で法務局への保管制度 を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村役場
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する専門家の相談について

相続に関しては、専門家の知識が必要となる場合が多くあります。
以下の無料相談をご利用ください。

○ 相続全般に関する相談（税に関する相談を除く）～弁護士による相談～

名 称	場 所	実施日	問い合わせ先
法律相談 【予約制】	市役所東館相談室	原則毎月1日、15日	くらしの安全課 (相談・安全スタッフ) ☎ 0550-82-8400
心配ごと法律相談 【予約制】	市民交流センター ふじざくら	原則毎月25日	御殿場市社会福祉協議会 ☎ 0550-70-6801
ホームローヤー ダイヤル (無料電話相談)		御殿場市民は 毎月第2、第4木曜日 13:30～15:30	専用ダイヤル ☎ 055-928-7178

○ 相続登記・遺産分割協議書作成などに関する相談～司法書士による相談～

名 称	場 所	実施日	問い合わせ先
司法書士相談 【予約制】	市役所東館相談室	年6回（偶数月）	くらしの安全課 (相談・安全スタッフ) ☎ 0550-82-8400
司法書士総合相談 (無料電話相談)		月曜日～金曜日 14:00～16:00	司法書士総合相談 センターしずおか ☎ 054-289-3704

○ 相続税に関する相談～税理士による相談～

名 称	場 所	実施日	問い合わせ先
税務相談 【当日予約制】	市役所本庁舎1階	2月、3月を除く毎月 10日（土、日、祝日 の場合は翌開庁日） 13:00～16:00	税務課 (管理・証明スタッフ) ☎ 0550-82-4128

相続に関する手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市区町村役場の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とお申し出ください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言・秘密証書遺言の場合は、「未開封」の状態家庭裁判所の検認が必要です。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市区町村役場で「名寄帳」を取得することで、その市区町村における課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市区町村役場などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要です。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

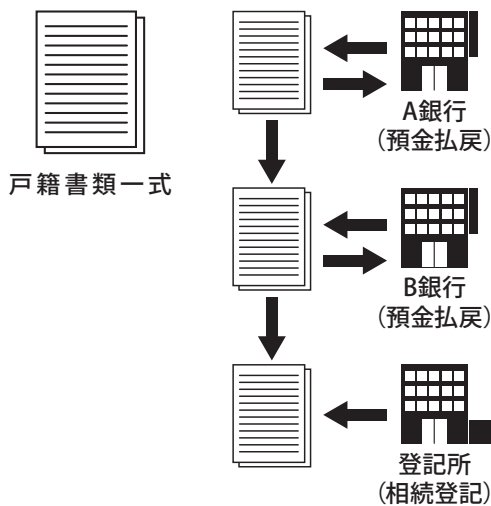
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

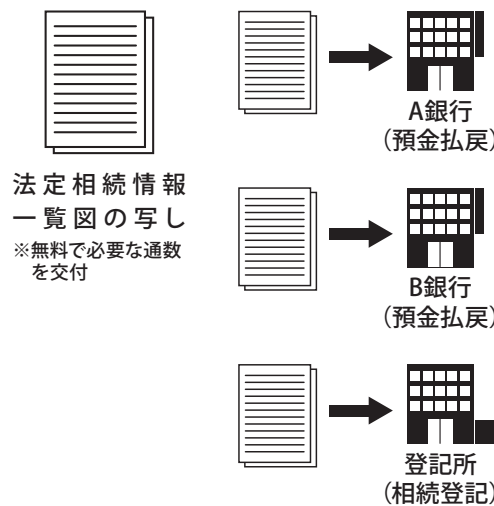
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返納します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)御殿場市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

※手続きにより、この委任状とは別に指定された様式の委任状が必要な場合があります。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 御殿場市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年6月

